

契 約 書

看護小規模多機能型居宅介護事業所
やしろの郷

様（以下「契約者」という）と看護小規模多機能型居宅介護事業所 やしろの郷（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- （1）事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- （2）事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりにします。

第2条（契約期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は、同条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- （1）事業者の管理者（以下「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- （2）介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望およびそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- （3）事業者は、居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画について、契約者およびその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- （4）事業者は、契約者の心身の状況、そのおかれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者およびその家族等と協議して居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。

- (5) 前項の変更の際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者連絡するなど必要な援助を行います。
- (6) 事業者は、居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話および機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」という）および事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- (1) 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付費額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- (2) 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額）を事業者を支払うものとします。

ただし、契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。
- (3) 本サービスの利用料金は月額制とします。月途中から登録した場合や、月途中で登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じた日割料金を事業者を支払います。
- (4) 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料金を計算します。
- (5) 請求期間は、サービス開始日から契約解除の日まで、入院中であっても報酬を請求する。
- (6) 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者を支払うものとします。
 - ① 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費および交通費
 - ② 食事の提供に要する費用
 - ③ 宿泊にかかる費用
 - ④ リハビリパンツ

- ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用
- (7) 前6項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに支払うものとします。

第6条 (利用の中止、変更、追加)

- (1) 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- (2) 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条 (利用料金の変更)

- (1) 第5条第1項および第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- (2) 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- (3) 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務

第8条 (事業者およびサービス従事者の義務)

- (1) 事業者および従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- (2) 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- (3) 事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- (4) 事業者は、自ら提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、

定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。

- (5) 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動との連携および協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- (6) 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

- (1) 事業者および従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者およびその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 前2項にかかわらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- (1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- (2) 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- ② 契約者が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者および従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求する事はできないものとしします。

第5章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- (1) 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとしします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により契約者の心身の状況が、自立と判断された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
 - ⑤ 第14条から第16条に基づき、本契約が解約または解除された場合
- (2) 事業者は、前項①号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとしします。

第14条（契約者からの中途解約）

- (1) 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとしします。
- (2) 契約者は、以下の事項に該当する場合には本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第7条第3項により本契約を解約する場合

- ② 契約者が長期入院した場合

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- ① 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事項が認められる場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが、1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が、他の契約者に著しく不快感を与えるか、危害を加える恐れがある場合

第17条（清算）

第13条第1項第②号から第⑤号により、本契約者が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務、その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了時に清算するものとします。

第六章 その他

第18条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し適正に対応するものとします。

第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法、その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

管轄する裁判所は、事業者の所在地を管轄する裁判所とする。

以上の契約の証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<契約者> 住 所

氏 名

<代理人> 住 所

氏 名

<事業者> 所 在 地
事業者名

福井市若杉町第25号18番地1
看護小規模多機能型居宅介護事業所
やしろの郷

代表者名

有限会社 癒 森 会

代表取締役 松 原 六 郎

⑩